

第1章 教育行政

第1節 県教育委員会

第2節 市町村等教育委員会

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

第1節 県教育委員会

1 平成21年度教育行政の概要

(1) 県教育基本方針

地球社会の未来を望み 命あるすべてのものと
支え合いながら 主体的に生きる 心ゆたかな
人間の形成と 魅力あるふるさとづくりをめざし

たくましさややさしさを培う学校
学びと潤いにみちた地域社会
かおり高い芸術文化
感動と活力あるスポーツ
を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

(2) 平成21年度教育施策

<学校教育の充実>

教 育 施 策	主 な 施 策
着実な学力向上と希望する進路の実現 子どもたちの多様な能力や学習意欲を引き出し、自らの進路実現に向けて希望が達成できるような確かな学力の定着や社会の変化に対応した教育を推進する。	1 学力向上と適正な進学指導の推進 2 キャリア教育の充実 3 社会の変化に対応した教育の推進
豊かな心と健やかな体の育成 変化の激しい時代にあって、どんな状況にあっても自分自身を見失わず、多様な価値を認めながら他者と協調し連帯していく能力を養い、健康で心健やかな児童生徒を育成する。	1 心の教育の充実 2 一人ひとりを大切に生徒指導の推進 3 体育・健康教育の充実 4 安全教育・安全管理の推進
	(1) 創意ある教育課程の編成・実践 (2) 多様な学習活動の評価の推進 (3) 小学校教科担任制モデル事業の実施 (4) 小中学校学力向上推進事業の実施 (5) 学力向上推進事業の実施 (6) 研修会、研究協議会等の実施 (7) 進学指導地域拠点形成事業の実施 (8) 高大連携事業の実施 (9) 学力向上サポートプログラム事業の推進 (10) 基本的な生活習慣定着促進事業の推進 (11) 小中学校外部人材活用事業（再掲） (12) 学級編制弾力化事業（再掲） (1) 職業準備教育の推進 (2) 進路達成支援事業の実施 (3) 産業人材育成重点化モデル事業の実施 (4) みやぎクラフトマン21事業 (5) ものづくり実践力向上対策事業 (6) 産業教育関係教科研修の充実 (7) 13歳の社会へのかけ橋づくり（再掲） (8) 協働教育振興事業（再掲） (1) 学校の情報教育環境の整備 (2) ICT教育推進事業の充実 (3) 研修の実施 (4) 外国語教育の充実 (5) 外国語指導助手の配置 (6) 国際交流事業の推進 (7) 環境保全意識の高揚 (8) 学校緑化教育の充実 (1) 心をはぐくむ学校教育の推進 (2) 豊かな体験活動推進事業の実施 (3) 13歳の社会へのかけ橋づくり事業の実施 (4) 道徳教育・情操教育の充実 (5) 研修の実施 (1) みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業の推進 (2) 生徒指導研修の充実 (3) 教育相談充実事業の実施 (4) 高等学校スクールカウンセラー活用事業 (5) 総合教育相談事業 (6) 適応指導教室の充実 (7) 登校支援ネットワーク事業の実施 (8) ネット被害未然防止対策事業 (9) 学級編制弾力化事業（再掲） (1) 学校体育の指導内容・指導方法の改善 (2) みやぎの子どもの体力・運動能力充実プロジェクト事業 (3) 運動部活動の改善・充実の推進 (4) 健康教育推進充実事業の実施 (5) 学校教育団体の育成 (6) 指導者の資質向上のための研修実施 (7) 保健指導・保健管理の充実 (8) 学校と地域保健の連携推進 (9) 健康診断の適正実施 (10) 食育の推進(食に関する指導の充実) (11) 学校給食の衛生・栄養管理の充実 (12) はやね・はやおき・あさごはん推奨運動（再掲） (1) 学校安全教育・安全体制整備促進事業の実施 (2) はやね・はやおき・あさごはん推奨運動（再掲）

教 育 施 策	主 な 施 策
<p>児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり</p> <p>一人ひとりの子どもがその多様な能力や特性を十分伸ばせるよう多様な教育機会を提供し、学ぶ意欲の向上や多様な学習活動の展開に資するため、学習環境の充実、学習活動支援体制の整備を推進する。</p>	<p>1 高校教育改革の推進</p> <p>(1) 県立高校将来構想の推進 (2) 時代のニーズに対応した学科改編 (3) 個性かがやく高校づくり推進事業の実施 (4) 定時制・通信制課程修学奨励の推進 (5) 研修等の実施 (6) 学校給食の充実 (7) 新県立高校将来構想の策定</p> <p>2 中高一貫教育の推進</p> <p>(1) 中高一貫教育の推進</p> <p>3 高等学校入学選抜の改善</p> <p>(1) 高等学校入学選抜方法の改善 (2) 全県一学区導入円滑化事業の実施</p> <p>4 教職員定数の改善充実</p> <p>(1) 学級編制弾力化事業 (2) 新学習指導要領の先行実施による授業時数増への対応 (3) 小中学校外部人材活用事業（再掲）</p> <p>5 開かれた学校づくりの推進</p> <p>(1) 学校評議員の活用 (2) 学校評価ガイドラインに基づく評価実践研究事業の実施 (3) 小中学校外部人材活用事業 (4) 学校運動部活動での地域の指導者の活用促進 (5) 学校保健委員会(地域学校保健委員会)の活動促進 (6) 学校評価事業の実施 (7) 学校の公開と情報提供 (8) 時代に即応した学校経営支援の推進 (9) 地域学習支援センターの設置（再掲）</p> <p>6 特別支援教育の充実</p> <p>(1) 特別支援教育システム整備事業の実施 (2) 特別支援教育研修充実事業の実施 (3) 障害児の適切な就学の推進 (4) 特別支援教育地域支援推進事業の実施 (5) 特別支援教育の理解促進 (6) 障害児後期中等教育の充実 (7) 特別支援学校の医療的ケア実施体制の整備</p> <p>7 学校施設・設備の整備促進、充実</p> <p>(1) 公立学校施設・設備の整備促進 (2) 県立学校施設・設備の整備充実</p> <p>8 幼児教育の充実</p> <p>(1) 教育内容の改善 (2) 幼児教育振興計画策定の促進 (3) 幼稚園教育担当教科指導員の配置 (4) 研修の実施 (5) 公立幼稚園の認可</p> <p>9 へき地教育の充実</p> <p>(1) 巡回訪問の充実 (2) 研修の充実</p>
<p>教職員の資質向上と適切な人事配置の推進</p> <p>複雑多様な教育上の課題に的確に対処できるよう、優れた人材の確保と教職員の資質の向上、長期的展望、全体的視野に立った人事配置を推進する。</p>	<p>1 教員採用選考の改善</p> <p>(1) 実践的指導力と人間性重視の教員採用事業の実施 (2) 教員採用選考方法の改善 (3) 社会人選考や障害者特別選考の実施</p> <p>2 教職員の研修の充実強化と実践的研究の推進</p> <p>(1) 教職員キャリア・アップ・プログラム事業の推進 (2) 免許法認定講習の実施 (3) 教育・福祉複合施設整備事業の推進</p> <p>3 教員人事の改善充実</p> <p>(1) 教職員の適正配置 (2) 校種間・地区間の異動拡大 (3) 他県との人事交流の実施 (4) 行政機関への配置の推進 (5) 若手管理職・女性管理職の登用 (6) 新しい教職員評価制度の実施</p> <p>4 教職員の福利厚生への充実</p> <p>(1) 教職員の健康管理の推進 (2) 労働安全衛生管理の推進 (3) 教職員の生涯生活設計の充実 (4) 教職員宿舎の整備充実</p>

<社会教育の充実>

教 育 施 策	主 な 施 策	
心豊かで生きがいのある生活の創造と連帯意識にみちた活力ある地域づくりを旨とし、生涯にわたる学習活動の充実と地域活動への参加機会の拡大を図る。	1 社会教育の推進体制の充実	(1) 社会教育委員の会議の開催 (2) 社会教育指導体制の充実 (3) 社会教育関係職員研修会の実施 (4) 社会教育関係団体の活動支援
	2 社会教育指導者の育成	(1) P T A指導者研修会の実施 (2) 人権教育総合推進事業の実施
	3 青少年活動支援の充実	(1) 青少年育成指導者研修の実施 (2) 青少年の体験活動・ボランティア活動支援 (3) 子どもの読書活動の推進 (4) 青年の地域活動支援（青年文化祭、青年体育大会の実施）
	4 家庭教育支援の充実	(1) 家庭教育支援推進事業の実施 (2) 放課後子ども教室推進事業の実施 (3) はやね・はやおき・あさごはん推奨運動
	5 社会教育関係施設の機能充実	(1) 図書館・博物館・美術館の利用促進と機能充実 (2) 青少年教育施設の利用促進と機能充実 (3) 公民館等の機能充実の支援 (4) 視聴覚（教材）センターの機能充実の支援 (5) 婦人会館の利用促進と機能充実
	6 地域社会と学校教育との協働の推進	(1) 協働教育振興事業の実施 (2) 学校支援地域本部事業の実施 (3) 小中学校学力向上推進事業（再掲） (4) 13歳の社会へのかけ橋づくり事業（再掲） (5) 小中学校外部人材活用事業（再掲）

<県民総スポーツの推進と競技力の向上>

教 育 施 策	主 な 施 策	
県民の健康増進と体力の向上による明るさと活力にみちた地域づくりを旨とし、県民だれもが生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ充実したスポーツライフを送れる県民総スポーツ社会の実現を図る。	1 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	(1) 広域スポーツセンター事業の実施 (2) 指導者の育成と活用 (3) スポーツ振興審議会の開催 (4) 関係団体との連携と支援
	2 競技スポーツの競技水準向上に向けた環境の充実	(1) 競技力向上と国民体育大会への参加 (2) スポーツ選手強化対策事業の実施 (3) スポーツ大会の奨励
	3 地域と連携した学校体育・スポーツの推進に向けた環境の充実	(1) 学校体育・スポーツの充実
	4 スポーツ施設の整備充実	(1) 各種スポーツ施設の充実 (2) スポーツ施設の適切な運営

<魅力ある地域文化の醸成>

教 育 施 策	主 な 施 策	
県民の豊かな情操を培い、うるおいのある生活の実現を旨とし、かおり高い芸術文化とのふれあいと創造を図るとともに、先人の貴重な遺産である文化財の保護伝承と活用を図る。	1 文化力の育成支援	(1) みやぎの文化力育成支援事業の実施 (2) 芸術文化活動への参加 (3) 図書館貴重資料保存修復事業の実施 (4) 美術館教育普及事業の実施
	2 文化財保護体制の整備充実	(1) 文化財保存管理の充実 (2) 文化財保護体制の充実 (3) 基礎資料の整備・充実
	3 文化財の保存と活用の促進	(1) 有形文化財の保存と活用の促進（瑞巖寺修理補助事業等の実施） (2) 無形文化財等の保存と活用の促進 (3) 記念物の保存の推進 (4) 遺跡保存対策の推進 (5) 多賀城跡調査研究の推進 (6) 東北歴史博物館事業の推進
	4 史跡の公有化と環境整備の促進	(1) 史跡公有化の促進 (2) 史跡等環境整備の促進

<生涯学習推進基盤の確立>

教 育 施 策	主 な 施 策	
県民一人ひとりが、生涯にわたる学習を通して、自己の充実啓発や生活の向上を図り、いきいきとした健康生活の増進、豊かな創造性のかん養、快適な生活環境の確立、地域文化の創造を目的とした生涯学習社会の実現を旨とし、総合的・体系的な生涯学習基盤を整備する。	1 生涯学習推進体制の充実	(1) 生涯学習振興計画の推進 (2) 生涯学習審議会の開催
	2 生涯学習情報提供と学習相談の充実	(1) 生涯学習関係情報提供システムの再構築 (2) 図書館市町村支援事業の実施 (3) 生涯学習相談の実施 (4) 生涯学習調査研究の推進
	3 学習機会の提供	(1) みやぎ県民大学開放講座等の実施
	4 生涯学習支援者の育成	(1) 生涯学習支援者養成講座等の実施

2 教育委員会の会議

(1) 委員会の構成

- 委員長 大村 虔一 団体役員(H19.10.13~)
- 委員 櫻井 弥生 医師(H13.10.12~H21.10.11)
(委員長職務代行第1順位:~H21.10.11)
- 〃 佐々木悦子 医師(H18.7.1~)
(委員長職務代行第1順位:H21.10.14~)
- 〃 小野寺征人 元中学校長(H18.10.12~)
(委員長職務代行第2順位:H21.10.14~)
- 〃 勅使瓦正樹 会社役員(H20.10.12~)
- 〃 佐竹えり子 作家(H21.10.12~)
- 〃 小林 伸一 教育長(H20.4.1~)

(2) 会議

第786回から第800回までの定例会及び臨時会の議事は次のとおりである。

- 第786回(4月10日(金))
職員の人事について
- 第787回(4月17日(金))
学校医,学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について,宮城県指定文化財の指定について,県立高等学校将来構想審議会委員の人事について,高等学校入学者選抜審議会委員の人事について
- 第788回(5月15日(金))
平成21年度政策評価・施策評価基本票の作成について,職員の人事について,障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について,産業教育審議会委員の人事について
- 第789回(6月17日(水))
高等学校入学者選抜審議会委員の人事について,宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について
- 第790回(7月17日(金))
教育職員の免許状に関する規則の一部改正について,職員の人事について
- 第791回(8月19日(水))
宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について,職員の人事について,東北歴史博物館協議会委員の人事について
- 第792回(9月18日(金))
教育功績者表彰について,宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について,宮城県教育振興審議会委員の人事について
- 第793回(10月14日(水))
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について,宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について,県立特別支援学校学則の一部改正について,県立学校の管理に関する規則の一部改正について,宮城県立高等学校学則の一部改正について,県立中学校学則の一部改正について
- 第794回(11月18日(水))
第325回宮城県議会議案に対する意見について,宮城県立高等学校学則の一部改正について,職員の人事について
- 第795回(12月18日(金))
職員の人事について,平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について
- 第796回(1月14日(木))
職員の人事について,宮城県美術館協議会委員の人事について,(協議)宮城県教育振興基本計画(案)について
- 第797回(2月3日(水))
宮城県教育振興基本計画(案)について,職員の人事について

○第798回(2月19日(金))

第326回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について,県立特別支援学校教育環境整備計画について,宮城県図書館協議会委員の人事について,宮城県社会教育委員の人事について,(協議)新県立高校将来構想及び第1次実施計画について

○第799回(2月26日(金))

宮城県教育基本方針の改正について

○第800回(3月18日(木))

教育功績者表彰について,平成22年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について,宮城県文化財保護審議会委員の人事について,職員の人事について,宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について,校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について,県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について,県立学校の管理に関する規則の一部改正について,新県立高校将来構想及び第1次実施計画について,宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針について,教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

(参考)

定例会及び臨時会の開催	15回
規則の制定及び改正	15件
人事関係	25件
その他	12件

3 教育委員会の組織(P6図参照)

(1) 教育庁

教育委員会事務局の名称を教育庁と称し,教育庁を分けて本庁と地方機関とに区別している。

イ 本庁

総務課,教育企画室,福利課,教職員課,義務教育課,特別支援教育室,高校教育課,施設整備課,スポーツ健康課,生涯学習課及び文化財保護課の9課2室に分かれ,班40チーム2,職員数253人(派遣社教主事(16),秋田派遣(1)含む)である。

ロ 地方機関

教育事務所(7事務所)及び多賀城跡調査研究所がある。

教育事務所は,総務,教育の2班からなり,職員数は132人,多賀城跡調査研究所は6人である。

教育事務所の所管区域(22.3.31現在)

事務所名	所在地	所管区域
大河原	大河原町	白石市,角田市,刈田郡,柴田郡,伊具郡
仙台	仙台市	塩竈市,名取市,多賀城市,岩沼市,亶理郡,宮城郡,黒川郡
北部	大崎市	大崎市,加美郡,遠田郡
北部栗原	栗原市	栗原市
東部登米	登米市	登米市
東部	石巻市	石巻市,東松島市,牡鹿郡
南三陸	南三陸町	気仙沼市,本吉郡

(2) 教育機関

教育委員会が所管する教育機関としては,教育研修センター,特別支援教育センター,図書館,美術館,松島自然の家,蔵王自然の家,志津川自然の家及び東北歴史博物館のほか県立学校95校と海洋総合実習船がある。これらに勤務する職員数は,学校職員5,382人,海洋総合水産実習船20人,学校以外の教育機関に関する職員数は171人である。

(3) 附属機関

教育委員会からの諮問に応ずるため、法律、条例により設置されている附属機関は次のとおり。

()は委員数

教育委員会指定管理者選定委員会 (7) 教育振興審議会 (20) 県立高等学校将来構想審議会 (20) 教科用図書選定審議会 (20) スポーツ振興審議会 (13) 指導力不足等教員審査委員会 (8) 産業教育審議会 (12) 高等学校入学者選抜審議会 (16) 障害児就学指導審議会 (19) 生涯学習審議会 (10) 社会教育委員 (13) 図書館協議会 (10) 美術館協議会 (19) 文化財保護審議会 (9) 多賀城跡調査研究委員会 (9) 東北歴史博物館協議会 (16)

(4) 管理委託している公の施設

条例の規定により団体に管理を委託している公の施設としては、婦人会館、宮城野原公園総合運動場、第二総合運動場、総合運動公園、サッカー場、仙南総合プール、長沼ボート場、ライフル射撃場がある。

(5) 専門委員

法令又は教育委員会規則などによって設置されている専門委員としては、銃砲刀剣登録審査委員 (4人) がある。

4 条例・規則・訓令

平成21年度中に制定又は改正された教育委員会関係の条例、教育委員会規則及び教育委員会訓令の概要は次のとおりである。

- (1) 宮城県条例 9件
 - (2) 宮城県教育委員会規則 15件
 - (3) 宮城県教育委員会訓令 10件
- } (P7～8参照)

5 教育関係公益法人・公益信託

(1) 概要

県教育委員会が所管している公益法人及び公益信託の概要は、次のとおりである。

教育関係の公益法人及び公益信託数 (22. 3. 31現在)

主 な 目 的	公 益 法 人			公益信託
	財団	社団	計	
育英奨学	12		12	9
学校後援	11	1	12	
社会教育・文化活動の振興	12	3	15	
体育・スポーツの普及振興	7	4	11	
教育関係会館経営	3	1	4	
その他	9	6	15	
計	54	15	69	9

(2) 指導・監督

公益法人及び公益信託の業務の適正を期するため所管法人・信託に対して一般的な指導監督を行うとともに、21法人の業務及び財産の状況について検査を実施し、現地指導を行った。

6 表彰

多年教育の振興に貢献された教育関係者の表彰式を行ったが、平成21年の表彰者は次のとおりである。

(1) 教育功績者表彰 (平成21年10月30日)

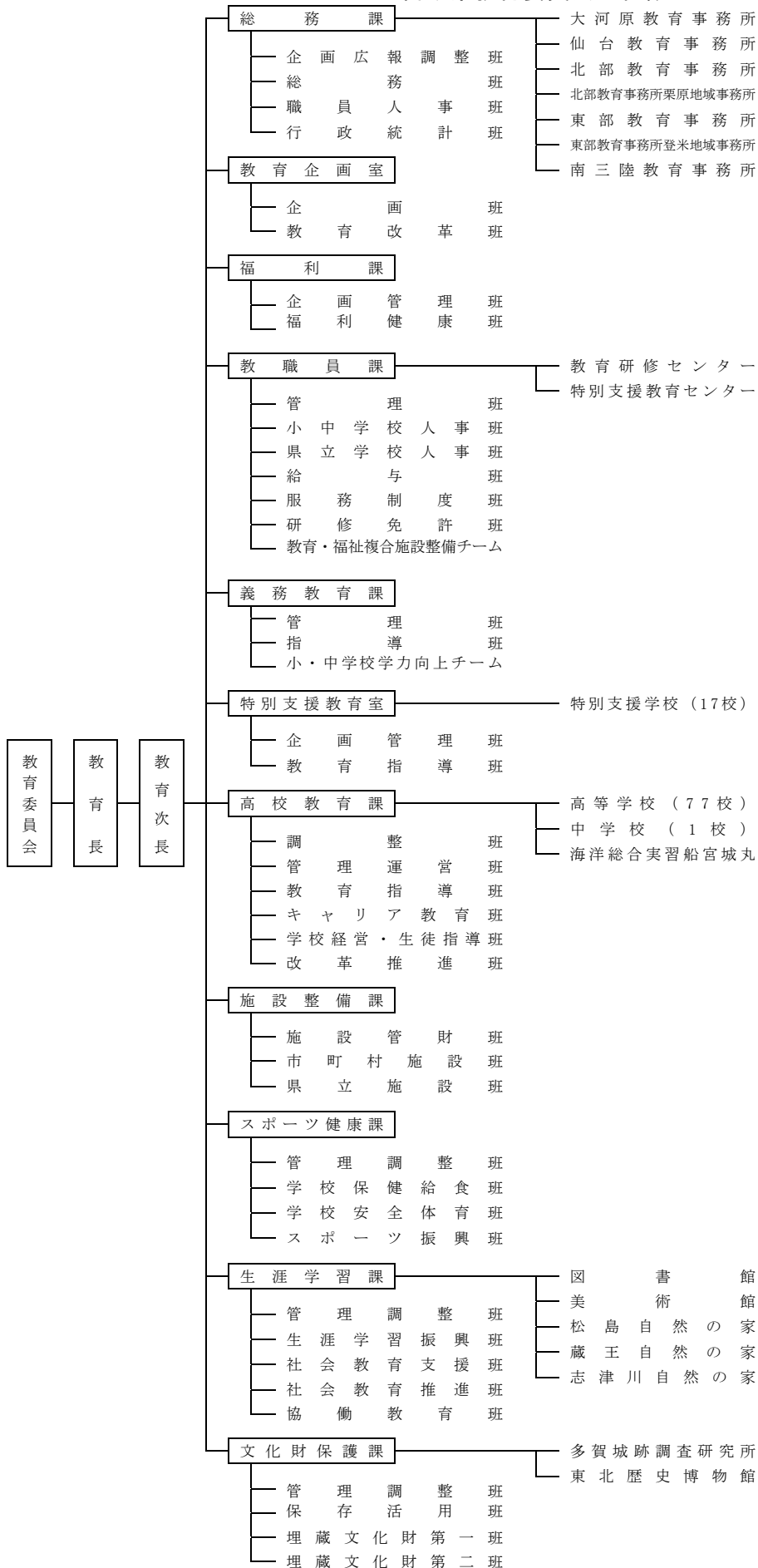
- 個人 60名
- 団体 6団体

(2) 永年勤続者表彰 (平成21年11月13日)

- 小学校 241名
- 中学校 92名
- 県立学校 186名
- 事務局等 19名

宮城県教育委員会の組織

(平成22. 3. 31現在)



指定管理者に管理を行わせている施設

- 婦人会館
- 宮城野原公園総合運動場
- 第二総合運動場
- 総合運動公園
- サッカー場
- 仙南総合プール
- 長沼ボート場
- ライフル射撃場

平成21年度条例

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
21. 7. 14	宮城県条例 第45号	婦人会館条例の一部を改正する条例	宮城県婦人会館の移設に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
21. 7. 14	宮城県条例 第55号	気仙沼市と本吉町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例 (県立学校条例の一部改正)	本吉郡本吉町が気仙沼市に編入されることに伴い、県立高等学校の位置の表記について改正を行ったもの。	21. 9. 1 施行
21. 10. 9	宮城県条例 第60号	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の制定	経済的理由により就学困難な高等学校等生徒に対する就学支援のための基金を設置するもの。 (失効：平成24年3月31日)	公布日施行
21. 10. 9	宮城県条例 第61号	県立学校条例の一部を改正する条例	県立学校の組織改編に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
21. 10. 9	宮城県条例 第63号	県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
21. 11. 30	宮城県条例 第79号	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)	期末手当に係る所要の改正を行ったもの。	21. 12. 1 施行
22. 3. 24	宮城県条例 第5号	総合運動場条例の一部を改正する条例	宮城県ラグビー場の廃止に伴う所要の改正を行ったもの。	22. 7. 1 施行
22. 3. 24	宮城県条例 第10号	県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	寒冷地手当、通勤手当、退職手当に係る所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 24	宮城県条例 第11号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	学校職員の勤務時間に係る所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行

平成21年度規則

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
21. 4. 24	教育委員会 規則第10号	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則	宮城大学の公立大学法人化に伴い、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
21. 7. 28	教育委員会 規則第11号	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	教育職員検定及び教育職員免許状授与の手数料に係る事務処理の適正化の観点から、様式等について所要の改正を行ったもの。	21. 8. 1 施行
21. 8. 25	教育委員会 規則第12号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	本吉郡本吉町が気仙沼市に編入されることに伴い、県立高等学校の位置の表記について改正を行ったもの。	21. 9. 1 施行
21. 10. 16	教育委員会 規則第13号	教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	職員の退職手当に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
21. 10. 16	教育委員会 規則第14号	宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	公布日施行 21. 10. 9 適用
21. 10. 16	教育委員会 規則第15号	県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	県立特別支援学校の収容定員の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
21. 10. 16	教育委員会 規則第16号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	学校保健法等の改正に伴う所要の改正並びに県立高等学校の学科、収容定員等の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
21. 10. 16	教育委員会 規則第17号	県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	県立学校の組織改編に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
21. 10. 16	教育委員会 規則第18号	県立中学校学則の一部を改正する規則	学校保健法等の改正に伴う所要の改正並びに県立中学校の収容定員等の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
21. 11. 24	教育委員会 規則第19号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	県立高等学校の課程、学科、修業年限、収容定員の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 26	教育委員会 規則第1号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	県立学校の再編等に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 規則第2号	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行

22. 3. 31	教育委員会 規則第3号	県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を 改正する規則	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改 正に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 規則第4号	県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改 正に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 規則第5号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	平成22年度における子ども手当の支給に関する 法律の施行に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行

平成21年度訓令

公 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
21. 11. 4	教育委員会 訓令甲第5号	職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令	職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、所 要の改正を行ったもの。	公布日施行
22. 3. 26	教育委員会 訓令甲第1号	地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	県立学校の再編等に伴い、所要の改正を行った もの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 26	教育委員会 訓令甲第2号	宮城県教育委員会職員安全衛生管理規定の一部を改正 する訓令	衛生委員会で審議する事項の追加及び所要の文 言整理を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第3号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	学校保健法及び職員の勤務時間、休暇等に関す る条例の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第4号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部 を改正する訓令	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正 に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第5号	職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部を改正する 訓令	所要の文言整理を行ったもの。	22. 3. 31 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第6号	宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正 に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第7号	技師（巡視）の勤務時間等に関する規程の一部を改正す る訓令	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正 に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第8号	船舶に乗り組む職員の勤務時間等に関する規程の一部 を改正する訓令	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正 に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行
22. 3. 31	教育委員会 訓令甲第9号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	平成22年度における子ども手当の支給に関する 法律の施行に伴い、所要の改正を行ったもの。	22. 4. 1 施行

第2節 市町村等教育委員会

1 組織

(1) 教育委員会数

平成21年5月1日現在の教育委員会数は41で、内訳は、13市(政令指定都市1市を含む。)、22町、1村、5一部事務組合の教育委員会である。このうち、一部事務組合に係るものは、「仙南地域広域」、「黒川地域」、「大崎地域広域」、「石巻地区広域」及び「気仙沼・本吉地域広域」の各行政事務組合の教育委員会である。

(2) 教育委員

平成21年5月1日現在の教育委員(教育長たる委員を除く。)の総数は165人となっている。

ア 年齢構成

60歳以上は95人(57.6%)であり、次いで50歳代37人(22.4%)、40歳代31人(18.8%)、30歳代2人(1.2%)の順となっている。

イ 男女別構成

男性が108人(65.5%)、女性は57人(34.5%)となっている。

ウ 職業別構成

無職76人(46.1%)、専門的・技術的職業従事者3人(1.8%)、農林・漁業従事者15人(9.1%)、管理的職業従事者21人(12.7%)、販売・サービス従事者1人(0.6%)、教員等8人(4.8%)、会社・団体役員15人(9.1%)、医師6人(3.6%)、神職・僧侶等10人(6.1%)、その他10人(6.1%)となっている。

エ 保護者である委員の割合

保護者である委員のいる教育委員会は35教育委員会(85.4%)であり、保護者である委員の数は49人(29.7%)となっている。

(3) 教育長

平成21年5月1日現在の教育長は41人で、うち一部事務組合の教育長(5人)は市町村の教育長と兼務であり、以下の統計からは除いている。

ア 年齢構成

60歳以上が35人(97.2%)と大部分を占め、40歳代が1人(2.8%)となっている。

イ 職歴別構成

教職員出身者が34人(94.4%)と最も多く、その他2人(5.6%)となっている。

ウ 学歴別構成

大学卒が35人(97.2%)と最も多く、次いで高等学校1人(2.8%)となっている。

エ 在職年数別構成

在職年数1～2年が12人(33.3%)、2～4年が12人(33.3%)、4～6年が5人(13.9%)、6～8年が2人(5.6%)、8～10年が2人(5.6%)、10年以上が3人(8.3%)となっている。

オ 給与月額別構成

平成21年5月の給与月額(本俸と管理職手当の合計額)は、50万円以下が8人(22.2%)、50万円から60万円の間に17人(47.2%)、60万円以上が11人(30.6%)となっている。

(4) 事務局職員

平成21年5月1日現在の事務局職員の総数は、1,125人で、その内訳は、事務・技術職員が1,008人(89.6%)で最も多く、次いで社会教育主事及び派遣社会教育主事54人(4.8%)、指導主事及び充て指導主事49人(4.4%)、単純労務職員14人(1.2%)となっている。

2 指導・助言・援助

県教育委員会と市町村等教育委員会は、相互に連携協力し、教育行政の向上発展に寄与していかなければならない使命を負っている。県教育委員会では、このような認識の下、市町村等教育委員会に対して必要な調査、指導及び援助を行っているところであり、平成21年度は次のとおり実施した。

(1) 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議

当面する教育行政の諸問題について研究協議及び情報交換を行い、本県における教育施策の普及徹底を図るとともに、県・市町村間における連携の緊密化を図り、もって適切な教育行政の執行に努めた。

期 日 平成21年4月24日

会 場 ホテル白萩(仙台市)

参 加 者 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長

県教育委員会教育長・教育次長・各課室長等 94人

(2) 市町村教育委員・教育長研修会

市町村教育委員会の組織・運営の活性化及びそれぞれの地域の特性を活かした主体的・自主的な教育施策の展開に資するため、市町村教育委員会の教育委員及び教育長を対象に宮城県市町村教育委員会協議会との共催により実施した。

期 日 平成22年2月8日

会 場 ホテル白萩(仙台市)

参 加 者 市町村教育委員会委員・教育長等 151人

研修内容 「当面する初等中等教育行政の課題」

講 師 文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課企画官

(3) 市町村等教育委員会新任委員実務研修会

今後の教育委員としての円滑な職務の遂行及び活動の充実に資するため、教育委員会制度その他の地方教育行政の組織及び運営等に関する基本的事項について、市町村教育委員会の新任委員を対象に実施した。

期 日 平成22年2月8日

会 場 ホテル白萩(仙台市)

参 加 者 市町村等教育委員会委員等 30人

研修内容 「教育委員会制度の概要について」

講 師 教育庁総務課職員

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

1 教育企画

(1) 「みやぎ新時代教育ビジョン」の推進

本県においては、子ども一人一人の特性を生かしその固有の能力の伸長をめざす多様な教育を根幹の理念とする「地域からの教育改革」を推進するため、平成9年3月に「みやぎ新時代教育ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、自助の心（たくましさ）と共助の心（やさしさ）の涵養を学校教育の課題と捉え、「主体的に考え生きる人づくり」「人々と支え合い生きる人づくり」「地球社会を生きる人づくり」の3項目を人づくりの目標と定め、それらを達成するために必要な施策の基本方向と主要な事業・施策を提示している。

これらの本県学校教育の目指すべき理念と施策の方向性に基づく、主要な事業・施策である「基幹プロジェクト」の推進を図った。

【基幹プロジェクト】

区分	ねらい	事業・施策
学力向上・進路実現プロジェクト	子どもたちの多様な能力や学習意欲を引き出し、自らの進路実現に向けて希望が達成できるよう確かな学力の定着や社会の変化に対応した教育を推進する。	・学力向上と適切な進学指導の推進 ・キャリア教育の充実 ・社会の変化に対応した教育の推進
豊かな心と健やかな体の育成プロジェクト	変化の激しい時代にあって、どんな状況にあっても自分自身を見失わず、多様な価値を認めながら他者と協調し連帯していく能力を養い、健康で心健やかな児童生徒を育成する	・心の教育の充実 ・一人ひとりを大切に生徒指導の推進 ・体育・健康・安全教育の充実
特色ある教育環境づくりプロジェクト	一人一人の子どもがその多様な能力や特性を十分に伸ばせるよう多様な教育機会を提供し、学ぶ意欲の向上や多様な学習活動の展開に資するため、学習環境の充実、学習活動支援体制の整備を推進する。	・魅力ある高校づくりの推進 ・教職員定数の改善充実 ・開かれた学校づくりの推進 ・特別支援教育の充実 ・学校施設・設備の整備促進、充実
教員の資質向上プロジェクト	教師が複雑多様な教育上の課題に的確に対処できるよう、優れた人材の確保と資質の向上を推進する。	・教員採用選考の改善 ・教員研修の充実 ・教員人事の改善充実 ・社会人の登用
家庭・地域・学校による協働プロジェクト	家庭・地域の教育力の向上を図るため、家庭教育に対する支援、地域全体で学校教育を支える支援体制の整備を推進する。	・地域社会と学校教育との協働の推進

【中高一貫教育の推進】

中学校・高等学校の6年間を通じての計画的・継続的な指導により生徒の個性や能力を伸ばし、幅広い年齢集団による活動を通じて社会性、人間性を育成することができるなど、多くの教育的効果が期待できる中高一貫教育の推進を図った。

① 連携型中高一貫教育

【対象校】宮城県志津川高等学校

南三陸町立志津川中学校、戸倉中学校、歌津中学校

「たしかな学力」、「かがやく個性」及び「ゆたかな社会性」を培い、21世紀を主体的に生きる人間の育成を目指すことを目的として、中高教員による相互乗入授業や中高合同教科等研究会、サマーチャレンジテストの実施、南三陸クリーンアップ作戦、学校行事や部活動の連携等、中高連携事業の展開を図った。

② 併設型中高一貫教育

開校5年目となる古川黎明中学校・高等学校で、併設型中高一貫教育を行った。

イ 中高一貫教育用カリキュラムの実践・見直しを行い改善を加えた。

ロ 県立中学校入学者選抜要項を策定し、適性検査問題の検討及び作成を行った。

ハ 平成22年1月に県立中学校入学者選抜を実施した。

【対象校】古川黎明中学校
仙台二華中学校

(2) 「宮城県教育振興基本計画」の策定

「みやぎ新時代教育ビジョン」の策定後10年余りが経過し、見直しの時期に入ったこと、また、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたことなどから、本県における教育を総合的かつ計画的に進めていくための教育振興基本計画を平成22年3月に策定した。

平成21年度は、計画の策定に向けた調査審議のため、宮城県教育振興審議会を4回開催した。また、県民の意見を計画に反映させるため、10月から11月にかけてパブリックコメントを実施した。

計画は、平成22年1月に審議会から答申され、2月に教育委員会において決定し、3月に県議会で議決された。

○宮城県教育振興審議会

ア 設置経過と役割

平成20年度に教育振興審議会条例に基づき設置され、知事及び教育委員会の諮問に応じて本県教育の振興に関する基本的な計画の策定及び計画に関する重要事項を調査審査する。

イ 会議開催状況

4回にわたり審議会を開催し、本県教育の目指すべき姿と、その実現に向けた施策の方向性等について調査審議を行った。

宮城県教育振興審議会委員（平成22年3月31日現在）

No.	委嘱・任命	氏名	現職
1	委嘱	四ツ柳 隆夫	東北大学未来科学技術共同研究センター名誉教授
2	委嘱	川島 隆太	東北大学加齢医学研究所教授
3	委嘱	佐藤 雅子	宮城教育大学教育学部教授
4	委嘱	猪平 眞理	宮城教育大学教育学部教授
5	委嘱	村上 十五	学校法人村山学園理事長(学校法人おとし学園理事長)
6	委嘱	鈴木 安子	栗原市立有賀小学校長
7	委嘱	青沼 一民	仙台市立富沢中学校長
8	任命	庄司 恒一	宮城県仙台第二高等学校長
9	委嘱	松良 千廣	学校法人常盤木学園理事長
10	委嘱	奥山 恵美子	仙台市長(任期 平成21年10月1日～)
11	委嘱	佐々木 功悦	美里町長
12	委嘱	鈴木 清子	柴田町教育委員長
13	委嘱	高橋 定光	宮城県PTA連合会長
14	委嘱	竹田 愛子	宮城大学事業構想学部学生
15	委嘱	石垣 政裕	お父さんたちのネットワーク世話人
16	委嘱	後藤 道子	南光台東エンジョイ倶楽部事務局長
17	委嘱	佐々木とし子	宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長
18	委嘱	伊藤 秀雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役
19	委嘱	山城 巖	株式会社東栄科学産業代表取締役会長
20	委嘱	橘 眞紀子	有限会社岩沼屋ホテル専務取締役
21	委嘱	梅原 克彦	前仙台市長(任期 ～平成21年9月18日)

(3) 「新県立高校将来構想」の策定

「県立高校将来構想(平成13年3月策定)」が平成22年度に終期を迎えることや、中卒者数が今後も継続して減少するなど県立高校教育を取り巻く環境が変化していることから、平成23年度以降の県立高校の在り方を示す総合的かつ基本的な構想を平成22年3月に新たに策定した。

平成21年度は、同構想の策定に向けた調査審議のため、県立高等学校将来構想審議会を4回開催した。また、5月には、県民の意見を計画に反映させるため、県内7か所での意見聴取会を実施するとともに、5～6月にかけてパブリックコメントを実施した。

○ 県立高等学校将来構想審議会

ア 設置経過と役割

平成20年度に県立高等学校将来構想審議会条例に基づき設置され、教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項を調査審議する。

イ 会議開催状況

平成21年度は審議会を4回、同部会を3回開催し、再編整備を含めた、これからの県立高等学校の在り方等について調査審議を行った。

県立高等学校将来構想審議会 (平成22年3月31日現在)

No.	委嘱・任命	氏名	現職
1	委嘱	荒井 克弘	東北大学大学院教育学研究科教授
2	委嘱	菅野 仁	宮城教育大学教育学部教授
3	委嘱	本 岡 愛実	宮城教育大学教育学部准教授
4	委嘱	高橋 睦麿	多賀城市立多賀城中学校長
5	任命	北島 博	宮城県仙台第一高等学校長
6	任命	岩 渕 龍	宮城県工業高等学校長(任期 平成21年4月24日～)
7	任命	早坂 公夫	宮城県農業高等学校長
8	委嘱	朴澤 泰治	(学) 朴沢学園理事長
9	委嘱	井口 経明	岩沼市長
10	委嘱	渡辺 政巳	丸森町長
11	委嘱	白幡 勝美	気仙沼市教育委員会教育長
12	委嘱	小澤 仁暹	利府町教育委員会教育長
13	委嘱	佐藤 ゆり子	大和町立大和中学校PTA役員
14	委嘱	猪股 孝之	宮城県宮城第一高等学校PTA会長
15	委嘱	西山 英作	(社) 東北経済連合会産業経済担当副部長
16	委嘱	白幡 洋一	(財) みやぎ産業振興機構参与プロジェクトマネージャー
17	委嘱	公平 伸行	公平農場代表
18	委嘱	佐々木加代子	デザインルームJIN主宰
19	委嘱	木村 美保子	(株) ゼン・インターナショナル代表取締役
20	委嘱	阿部 憲子	(株) 阿部長商店南三陸ホテル観洋女将
21	任命	尾崎 雅健	前宮城県工業高等学校長(任期 ~平成21年4月23日)

(4) 「県立高校将来構想」の推進

生徒の興味・関心、進路意識の多様化、今後の生徒数の減少、さらには男女共同参画社会に向けた取組や開かれた学校づくりの推進等、時代の要請に対応した高校教育改革の方向性及び高校

(5) 県立高校の組織編制

県立高校将来構想に基づき、平成21年度の計画について以下のとおり決定した。

<小規模校の再編>

平成20年度				平成21年度			
岩ヶ崎高等学校	普通科	文系教養コース	男女 80名	岩ヶ崎高等学校	普通科	文系教養コース	男女 80名
		理系教養コース	男女 40名			理系教養コース	男女 40名
鶯沢工業高等学校	機械科		男女 40名	鶯沢校舎	創造工学科		男女 40名
	電子科		男女 40名				

<学級減>

平成20年度				平成21年度			
中新田高等学校	普通科		男女 80名	中新田高等学校	普通科・アカデミックコース		男女 80名
	商業科		男女 80名		普通科・ビジネスコース		男女 40名
塩釜高等学校	普通科		男 160名	塩釜高等学校	普通科		男 120名
	商業科		男 80名		商業科		男 80名
岩出山高等学校	普通科		男女 160名	岩出山高等学校	普通科		男女 120名
築館高等学校	普通科		男女 240名	築館高等学校	普通科		男女 200名
上沼高等学校	普通科		男女 80名	上沼高等学校	普通科		男女 40名
	農業技術科		男女 40名		農業技術科		男女 40名
伊具高等学校	総合学科		男女 160名	伊具高等学校	総合学科		男女 120名
本吉響高等学校	総合学科		男女 160名	本吉響高等学校	総合学科		男女 120名

<男女共学化>

平成20年度				平成21年度			
仙台第三高等学校	普通科		男 240名	仙台第三高等学校	普通科		男女 240名
	理数科		男 80名		理数科		男女 80名

の再編整備・改編の方針を示す「県立高校将来構想(平成13年3月策定)」について、その推進を図った。

① 生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある県立高校づくりの推進

本県の高校教育の抱える課題に対応した魅力ある高校づくりを推進するため、特色ある学科の設置や多様な個性に対応した教育の推進等の施策を実施して本県高校教育の一層の充実を図った。

② 生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編

今後の中学卒業生数や進学率の推移、社会のニーズ、さらには私学との均衡ある役割分担等も勘案しながら、平成22年度において次のような再編統合等を行うことを決定し、平成21年7月に公表した。

イ 再編統合

白石地区及び塩釜地区において再編統合を行い、白石高等学校と白石女子高等学校の統合により白石高等学校を、塩釜高等学校と塩釜女子高等学校の統合により塩釜高等学校を設置することとした。

ロ 中高一貫教育

併設型中高一貫教育校に移行する仙台二華高等学校の学級数等を定めた。

ハ 学級増

中学校卒業生数の増減等への臨時的な対応として、泉高等学校の普通科と柴田高等学校の普通科をそれぞれ1学級増とすることとした。

ニ 学科改編

黒川高等学校について、地域の産業構造の変化に対応して、農業経営科と電子機械科を募集停止とし、機械科と電子工学科を新設し、また、土木科を環境技術科に改編することとした。石巻地区においては、河南高等学校について総合学科に改編し石巻北高等学校に校名変更するとともに、石巻好文館高等学校については単位制を導入することとした。

③ 男女共学化の推進

下記の6校については、所要の整備を完了した。

これにより、県内すべての県立高校の男女共学化が完了した。

共学化開始時期	学校名	備考
平成22年度	仙台第一高等学校	単独共学化
	第二女子高等学校	併設型中高一貫教育校へ移行
	塩釜高等学校	統合共学化
	塩釜女子高等学校	統合共学化
	白石高等学校 白石女子高等学校	統合共学化

(4) 「宮城県障害児教育将来構想」の推進

社会情勢や障害児教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、本県の今後の障害児教育の在り方を検討するため、平成14年度に宮城県障害児教育将来構想策定委員会を設置し、平成15年3月に同委員会から将来構想策定に係る提言が提出された。これを受け、県教育委員会で将来構想の内容について検討を行い、平成16年12月に将来構想(中間案)を取りまとめた。その後、パブリックコメント等を通じて広く県民の意見を聴きながら、内容の検討を行い、平成17年7月に将来構想として策定し、宮城県における障害児教育の推進を図った。

基本理念『障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。』

① 特別支援教育の推進

宮城県障害児教育将来構想に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するため、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりをモデル的に実施するとともに、特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行うなど、共に学ぶ教育環境の整備の推進を図った。

イ 特別支援教育システム整備事業の推進

(イ) 学習支援室システム整備事業の実施

宮城県障害児教育将来構想の基本理念の実現に向けて、通常の学級に在籍するLD等を含む全ての障害のある児童を、学習支援室に配置した教員を活用し、教室や学習支援室において指導することによって、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム等の構築を目指す。(事業実施校：15校、対象児童生徒数：17人、配置教員：16人)

a 学習支援室システム整備事業実施校

大河原町立大河原南小学校、蔵王町立円田中学校、塩竈市立月見ヶ丘小学校、塩竈市立玉川中学校、利府町立利府第二小学校、松島町立松島第二小学校、美里町立小牛田小学校、色麻町立清水小学校、栗原市立若柳小学校、栗原市立若柳中学校、栗原市立一迫中学校、栗原市立高清水小学校、石巻市立湊中学校、東松島市立矢本第一中学校、仙台市立西中田小学校

b 連絡会議(年3回)

この事業の円滑な実施を図るため、年3回、県教育委員会、事業実施校、事業実施市町教育委員会、関係教育事務所及び協力学校(特別支援学校)による連絡会議を開催し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

(ロ) 居住地校学習推進事業の実施

県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行い、その成果と課題を検証するとともに、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における障害児教育に関する理解の促進を図った。(受入小・中学校：203校、学習回数754回(延べ)、特別支援学校参加児童生徒：259人)

a 実施校

視覚支援学校、聴覚支援学校(小牛田校含む)、光明支援学校、石巻支援学校、利府支援学校、古川支援学校、気仙沼支援学校、角田支援学校(白石校含む)、名取支援学校、金成支援学校、迫支援学校、山元支援学校、拓桃支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校

b 連絡会(年2回)

この事業の円滑な実施を図るため、居住地校学習推進事業連絡会を設置し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

② 特別支援教育研修充実事業の推進

共に学ぶ教育及び特別支援教育を推進するため、障害のある児童生徒に対する校内支援の中心となるコーディネーターの養成や障害児担当教員等の資質の向上を図るための教員研修を実施した。

イ コーディネーター養成研修の実施

(イ) 基礎コース

3日間

(仙台市を除く小・中学校、特別支援学校：悉皆研修)
受講者 184人

(ロ) 経験者コース 2日間

(新任を除くコーディネーター)

受講者 480人

(ハ) 地域支援コース 4日間

(教育事務所、特別支援学校より各1名推薦)

受講者 26人

(ニ) 高等学校コース 2日間

受講者 91人

(ホ) 幼稚園コース 3日間

受講者 110人

ロ 小・中学校管理職研修の実施

(イ) 仙台市を除く小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任校長及び新任教頭を対象(悉皆)

1日

受講者 172人

ハ 特別支援教育担当教員等実践研修充実事業の実施

4日間

通常の学級・特別支援学級の教員が特別支援学校で研修

受講者 42人

(5) 県立特別支援学校の組織編制

心身に障害のある児童生徒に対してよりきめの細かい教育を行うため、地域の実情に応じた県立特別支援学校の適正配置の観点から、平成22年度も次の措置を講ずることとした。

○ 県立特別支援学校 高等部の募集定員の変更

障害種別	学校名	平成21年度	平成22年度
視覚障害	視覚支援学校	19	19
聴覚障害	聴覚支援学校	32	32
肢体不自由	船岡支援学校	20	20
病弱	西多賀支援学校	6	14
	山元支援学校	3	3
知的障害	光明支援学校	49	63
	石巻支援学校	35	27
	気仙沼支援学校	19	27
	名取支援学校	46	49
	角田支援学校	24	27
	迫支援学校	16	27
	金成支援学校	16	16
	古川支援学校	27	38
	山元支援学校	8	16
	利府支援学校	43	59

(山元支援学校は障害種別「病弱」と「知的障害」とが併置)

(6) 中学校等卒業者の進路状況調査

平成21年3月の中学校等卒業者の進路状況を5月1日現在で調査し、資料の分析結果を本県の高等学校及び特別支援学校組織編制計画などに反映させた。

調査結果概要

- 中学校卒業生数 22,092人 (前年度対比 946人減)
- 進学者総数 21,829人
進学率 98.8% (前年度対比0.2ポイント上昇)
- (内訳)
 - ・全日制高等学校
進学者数 20,223人
進学率 91.5% (前年度対比0.7ポイント下降)
 - ・定時制高等学校
進学者数 603人
進学率 2.7% (前年度対比0.1ポイント上昇)
 - ・通信制高等学校
進学者数 260人
進学率 1.2% (前年度と同率)
 - ・中等教育学校
進学者数 193人
進学率 0.9% (前年度対比0.7ポイント上昇)
 - ・高等専門学校
進学者数 326人
進学率 1.5% (前年度と同率)
 - ・特別支援学校高等部
進学者数 224人
進学率 1.0% (前年度対比0.1ポイント上昇)
- 専修学校・公共職業能力開発施設等
入学者数 13人
入学率 0.1% (前年度と同率)
- 就職者数 34人
就職率 0.2% (前年度対比0.1ポイント下降)
- 上記以外の者の数 218人
1.0% (前年度と同率)

(7) 政府に対する提案・要望

平成22年度国の施策・予算に関して提案・要望すべき事項について知事が国に対して提案・要望した。

その項目は次のとおりである。(教育委員会関係分)

- 充実した教育環境づくりのための施策について
 - ア 新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人一人の子供と向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するための次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に作成し、教職員定数の確保を着実に実施すること。
 - イ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)に掲げられているように障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けるための特別支援教室(仮称)を設置できるよう制度化を図るとともに、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を支援するための教員についても必要な教職員定数の措置を行うこと。

2 教育統計

(1) 平成21年度に実施した統計調査

ア 学校基本調査

県内の公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校における学校数、在学者数、教職員数などの基本的事項を5月1日現在で調査し、その結果を「学校統計要覧(平成21年度)」としてまとめ、ホームページに掲載した。

イ 地方教育費調査

県及び市町村等教育委員会並びに公立諸学校を対象に、平成20会計年度間に支出した教育費を学校教育費、社会教育費、教育行政費ごとに財源別、支出項目別に支出状況を調査した。調査結果は、「地方教育費調査報告書」としてまとめ、ホームページに掲載した。

3 広報広聴

県民及び教職員など教育関係者の理解と協力を得るとともに、教育に対するニーズを行政に反映し、本県の教育・文化の充実、振興を図るため、次のとおり広報活動を実施した。

(1) web版県教育広報の発行

- ア 教職員向け広報web版「PLANET」
県教委と教職員等との協力体制を確立するため、県教委の施策、事業内容などをホームページに掲載した。
年4回(13号～16号)
- イ 保護者向け広報web版「ぶらねっと」
県民の理解と協力を得るため、県教委の施策・事業及び教育に関する提言などをホームページに掲載した。
年4回(13号～16号)

(2) 年次報告「宮城教育年報」の発行

平成20年度における県教委の施策、事業の実績などを収録し、教育機関などに配布した。

(3) パブリシティ活動

県政記者会加盟の各報道機関に対し、県教委の施策などに関する情報を提供し、マスコミを通じて県民に周知するため、記者発表を次のとおり実施した。

○記者発表

「平成22年度宮城県公立高等学校入学選抜に係る学力検査実施状況の概要」など担当課長等による記者発表を行った。

○資料配付

教育行政に係る資料の配付を随時行った。

(4) インターネットの活用

ホームページを作成し、「教育施策」や「災害情報」、「各種講座、イベント情報」「教育委員会への問い合わせ、相談窓口のご案内」などのタイムリーな情報を広く提供するとともに、常時電子メールにより一般の方々からの意見、質問、提言等を受け付けている。また、各種印刷物についても、PDF化し、ホームページ上でも閲覧できるようにしている。

(5) 「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動

知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和の取れた児童生徒を育成していくため、平成17年11月1日を「みやぎ教育の日」と制定したのを契機に、以来「はやね・はやおき・あさごはん」を広く呼びかけている。

平成21年度は、学校・家庭・教育関係団体・行政機関及び企業等により組織した「みやぎっずルルブル推進会議」を設立し、優良事例(14団体)の表彰、パンフレットの配布(140,000部)などにより社会全体での取組の推進を図った。また、県内8地区の小学校に「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」の活動紹介パネルの作成を依頼し、行政庁舎において2回パネル展示会を行うとともに、各種イベント等で展示し広く一般県民への啓発を行った。

(6) その他の広報活動

県教委の自主広報活動に加え、広報内容に速報性、同時性、広範囲性が必要と認められるものについては、県広報課所管の広報媒体を活用することにより県民に対する周知徹底に努めた。

4 国際交流

(1) 宮城県・中国吉林省教育交流事業

本県と中国吉林省の友好県省を一層発展させるため、「日本国宮城県と中国吉林省との第9次交流計画協議書（2004年11月8日締結）」を締結しているが、この協議書に基づき両国県省の教育事情について情報交換することにより、教育の振興を図ることを目的としている。

平成21年度においては、新型インフルエンザの影響により吉林省からの教育視察団の訪問が中止された。

(2) 宮城・デラウェア教育交流事業

本県とアメリカのデラウェア州は、高校生を相互に派遣し、家庭滞在及び学校訪問等を体験させることにより、両国間の友好親善、国際理解教育及び地域レベルの国際交流の推進を図るために、両教育委員会の間で交わす合意書に基づき、本県では3月に派遣し、7月頃に受入れを行っている。

平成21年7月にデラウェア州からの高校生4名を受け入れ、県立高校での学校訪問と在学する生徒の家庭でのホームステイを行っている。